



# 自転車も 乗れば車の 仲間入り！！

去る6月30日（火）に、第4回高津区区民会議全体会議が開催されました。“アイデアを実行に！行動する高津区区民会議”では、課題解決に向けた検討を重ねながら、さまざまなアクションに取り組んでいます。本号では、「交通安全対策部会」の活動を中心に紹介します。

## ポレポレ通りでの自転車交通安全キャンペーン！

皆さんは、この6月1日から改正道路交通法の施行により、違反者に対する規制が強化されたことをご存知ですか？一定の期間内に危険行為を繰り返す自転車には、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられました。そこで「交通安全対策部会」では、区民の皆さんが自転車の安全走行に対する意識を高めて交通事故を無くすために、5月20日（水）午後3時から自転車の交通量が多い「ポレポレ通り」で「自転車交通安全キャンペーン」を一時間実施しました。

当日は、高津警察署の皆さんと一緒に、ポレポレ通りの一方通行進入禁止標識箇所、自転車の危険運転に関する注意喚起を行い、パンフレットを配布しました。主な注意内容と件数は以下の通りです。

- 進入禁止（一方通行）への逆走：195件
- 携帯電話やヘッドホンの使用：4件
- 日傘等の使用：2件

圧倒的に、一方通行への逆走が多数を占めました。中には、自転車が進入禁止であることを知らなかったという人が大勢おり、まず、交通规则を知ってもらうことの重要性を確認しました。

“自転車も 乗れば車の 仲間入り” 交通规则を守り、事故の無い高津区を目指しましょう。



### 改正道路交通法の主な内容（平成27年6月1日から施行）

特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。（受講手数料標準額5,700円）また、命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に受講しないと、5万円以下の罰金の対象となる危険行為は、以下のようなものがあります。

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| ○信号無視             | ○通行禁止道路（場所）の通行               |
| ○歩行者用道路での歩行者妨害    | ○歩道通行や車道の右側通行等               |
| ○路側帯での歩行者の通行妨害    | ○遮断踏切への立ち入り                  |
| ○左方車優先妨害・優先道路車妨害等 | ○右折時、直進車や左折車への通行妨害           |
| ○環状交差点安全進行義務違反等   | ○一時不停止                       |
| ○歩道での歩行者妨害等       | ○制動装置不備の自転車の運転               |
| ○酒酔い運転            | ○安全運転義務違反（傘さしや携帯電話等のながら運転、等） |

